

1 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が人格の形成と自己実現に向けて、様々な教育活動に生き生きと取り組み、夢いっぱいの学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等に関する措置が実効的に行われることを目的に策定するものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識に立ち、本校の児童が、明るく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校をつくるため、「弟子屈町立美留和小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

※インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でもいじめと同様の対応をします。

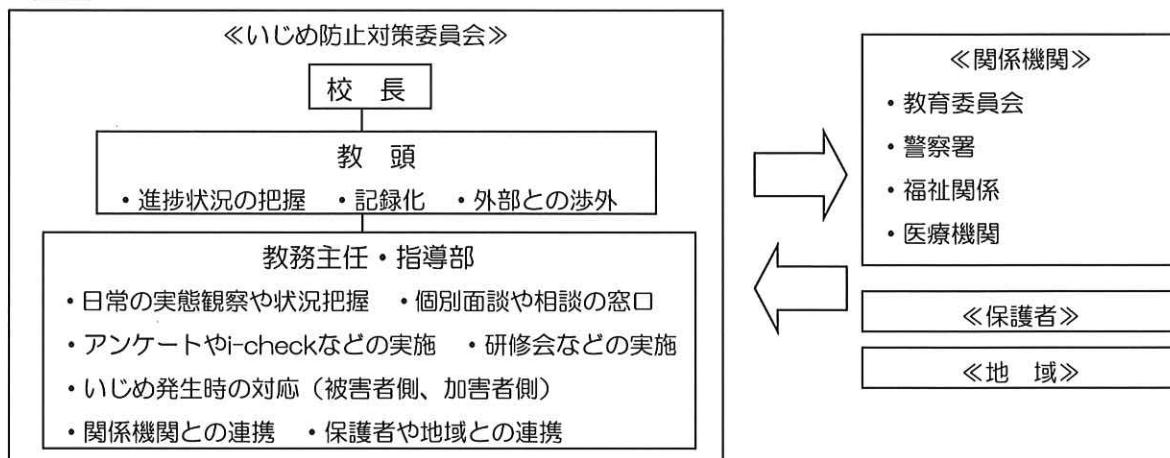
(2) 基本姿勢

- ①いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ②いじめ未然防止に努め、学校、学級内にいじめを許さない見過ごさない雰囲気をつくる。
- ③児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④児童、教職員の人権感覚を高め、相互の温かな人間関係を築く。
- ⑤いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決させる手法を講じる。

※いじめの解消 (ア) いじめに係る行為が止んでいること
 (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 組織



(2) 役割

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ・いじめを未然に防止する取り組み、研修 | ・いじめの実態把握と全教職員への情報共有 |
| ・調査の方針や方法、指導方針や方法などの検討 | ・相談や面談などの実施 |
| ・解決への対応 | ・関係機関との連携 |

(3) 開催

- ・年2回の定例会（児童実態交流会）及びいじめの発生時

3 いじめの予防のための取組

(1) 年間を通して、全学年で、繰り返し行う取組

① いじめについての共通理解

- ・校内研修を通して「いじめは人間として絶対に許されない」という共通理解を図り、いじめを未然に防止する方策を徹底する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や体験学習、児童会活動の充実と自己指導能力の育成により、児童の社会性を育み、自立した生き方を身に付ける。

③ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりと豊かな表現力の育成に努める。
- ・自分の考えを持ち、実行する場を設け、経験を積み重ねる中で自立を促す。
- ・仲良く協力する全校活動を積み重ね、豊かな人間関係づくりを促す。
- ・一人一人が活躍し、他者の役に立っていると感じることができる機会を設ける。

④ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民との連携を大切にし、いじめ防止に対する意識の共有化を図る。

(2) 年間計画を策定し、計画的に実施する取組

- 全児童の実態と指導目標を明確にし、全教職員で共通理解を図る。
- 児童がいじめの問題を主体的に考え、自主的に行う活動に対し支援する。
- 早期発見のための教育相談などを実施する。
- いじめ防止に関係する各種教室や校内研修を実施する。
- 保護者や地域との連携を図る。

期	月	「いじめ対策委員会」	全校での取組
前期	4月	・学校の基本方針の確認 ・道徳教育及び授業の計画	・学校の基本方針の説明 ・道徳教育及び授業の実施（通年）
	5月	・アンケート、教育相談等の検討	・アンケート、教育相談等の実施
	6月	・アンケート、教育相談等の分析	・いじめ根絶に向けた児童会活動の実施 ・児童実態交流会（目標）
後期	11月	・アンケート、教育相談等の分析	・アンケート、教育相談等の実施
	12月	・i-checkの分析	・i-checkの実施
	1月		
	2月		
定期的取組	3月	・年度反省と次年度の取組の検討	・児童実態交流会（反省）

4 いじめの早期発見・早期対応の取組

(1) いじめの早期発見

- ① 児童と共に過ごす時間を積極的に設けることを心がけ、児童を多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ② アンケート調査や i-check とその後の教育相談を実施し、いじめの発見のみならず困っていることや悩み等の相談を通じ、信頼関係を形成する。
- ③ 児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ④ 日常のあらゆる機会を通していじめの相談ができるような、敷居の低い職員室をめざしていく。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動とともに、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル教室や研修会等を行う。
- ⑥ ネットパトロールを定期的に行い、早期発見・早期対応できる校内体制を整える。

(2) いじめの早期対応

- ① いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の解決にあたる。
- ② 学校体制のもとで情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。また、いじめることがどれだけ相手を傷付け、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ④ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ⑤ 事実が確認された場合、当該保護者に正確に伝え、家庭と連携して解決に取り組む。
- ⑥ 教育委員会や関係機関との連絡調整を行う。
- ⑦ 状況によって、校長の指示により、いじめ対策委員会を開き、敏速な対応を行う。
- ⑧ 事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。必要に応じて、臨時の保護者会を設ける。
- ⑨ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 いじめの重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事案が発生した旨を、弟子屈町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 弟子屈町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
(北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、警察、児童相談所、SC、SSW等の専門的知識を有する「いじめ問題対策協議会」の設置)
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 その他

- ① いじめを隠蔽せずに、いじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価により適正に自校の取組を評価し、次年度の取り組みの改善に生かす。
- ② 学校のいじめ防止に対する取組やいじめの実態について、学校だよりやホームページを用いて保護者や地域に周知し、いじめ防止に向けた取組の成果や課題について共有する。
 - ・H26. 4. 1 制定
 - ・H26. 8. 21 改定
 - ・H29. 4. 1 改定
 - ・H30. 4. 1 改定